

空き家再生等推進事業 (除却事業タイプ) の要件が拡充されました

行政調整会議

平成24年7月23日に開催された「第5回佐賀県・市町行政調整会議」において、協議事項として「**空き家対策について**」市長会から提出され、意見交換がなされた。

- 行政代執行
- **補助事業の制度拡充**
- 固定資産税の問題
- 所有権の問題 など

県として **問題を検討**

まずは、平成24年12月28日に、国土交通省が所管する、空き家再生等推進事業の制度拡充について提案活動を行った。



提案
の内容

空き家の除却を推進する必要があることから、
国土交通省所管の「空き家再生等推進事業」
(除却タイプ)の要件の拡充等を提案



- ➡ **対象地域については、人口の減少等に関わらず、各市町村の判断で実施できるよう拡充をお願いしたい。**
- ➡ **国土交通省で定められている、不良住宅の判断基準(測定基準)は危険度の判定となっており、それ以外の、防災、防犯、周辺環境等の理由から除却を行いたいが、補助要件を満足しない。**

今回
拡充

【その結果】

・事実上、県内どの地域でも事業が実施可能となった。

今後とも
国へ提案

さらなる
推進

これまで対象地域ではなかった 市町〔4市2町〕
⇒佐賀市のうち旧東与賀町、旧久保田町、
鳥栖市、小城市、神埼市のうち旧神埼町、
吉野ヶ里町のうち旧三田川町、上峰町

空き家再生等推進事業の拡充内容

空き家の増加による住環境の悪化等に対応するため、不良住宅又は空き家住宅の除却を行う事業の対象地域要件を拡大する。

現行

産炭等地域、過疎地域
人口減少市町村(平成25年度までの措置)



拡充後

不良住宅又は空き家住宅の計画的な除却を推進すべき区域
として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域

事実上、県内どの地域でも事業が実施可能に！



今後、県内各市町の課題である空き家対策が

更に進んでいくよう、

地域の声を市町と一緒にあって、国に届けていきます。

お問い合わせ

県土づくり本部 企画・経営グループ

TEL：0952-25-7538 Email:kendozukuri-g@pref.saga.lg.jp